

新入生の皆様



# 充実した学生生活のために

法政大学 学生センター

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。

本紙では、身近に起こりうるトラブルを回避し、充実した学生生活を送るために、大学から新入生のみなさんにお伝えしたいポイントを簡単にまとめておきます。

(詳細は大学で配布している『学生手帳』を参照してください)。

## 18歳成人・契約

## 高額な買い物・無理な契約には注意!

成人になってからの契約の責任は自分自身にあります。高額な買い物や長期継続サービス（脱毛サロンや美容エステ等）の契約に際しては、即断せず、時間をかけて考え直すようにしましょう。万が一、消費者トラブルに巻き込まれてしまった際は、消費生活センターや消費者ホットライン（188）に相談するようにしてください。

詳しくは、下記 QR コードよりアクセス頂き、ご確認ください。



「政府広報オンライン」



「消費者庁 18歳成人特設ページ」



## マルチ商法

## お金に関する勧誘には注意!

「FX や先物取引に関わる会員制投資ソフト（USB）を買いませんか。」等とマルチ商法の勧誘を受け、学生ローンで借金をして 40~50 万円という高額な金額の契約をしてしまったという相談が学生センターに多数寄せられています。しかし、そのようなソフトを購入しても投資自体がうまくいかず、さらに投資に充てる元手が無い、投資に専念できる時間が無い等の理由で、結局ソフトの購入代金がそのまま損失となり、多額の借金を抱えてしまうというケースが殆どです。その結果、友人を紹介することで得られる 5 万円のキックバック欲しさに、大事な友人と同じ苦境に追い込んでいくことになります。

また、効率的な副業を紹介するとして、団体への参加を誘われたという相談も受けています。14 万円前後という高額な入会金、友人を紹介した際のキックバック等、その仕組みはよく似ています。

法政大学ではそのような営業・勧誘行為は大学内での人間関係を破壊し、健全な大学生活を損なうものとして厳しく禁止しています。また、他大学の学生の保護者から「法政大学の学生から勧誘を受けた。」という苦情も寄せられていますので、このような行為には絶対に加担しないでください。

## 学生証・パスワード

学生証の取り扱いについても注意してください。とくに 20 歳未満の学生が飲食店で年齢を詐称するために「学生証を偽造」していたという苦情が相次いでいます。学生証の偽造は、「私文書

偽造」という刑事罰をともなう犯罪行為です。また、SNS 等に学生証の画像をアップロードすることで、詐欺に利用されるという深刻なトラブルも発生しています。安易にアップロードをしないでください。

パスワードの管理にも注意してください。友人のパソコンでパスワードを入力し、のちにその友人によってパスワードが悪用されたというトラブルも発生しています。

## 個人情報

## 個人情報は安易に他人に教えない！

大学の内外を問わず、皆さんの携帯電話番号やメールアドレスを聞き出して悪用する者がおり、多くのトラブルが報告されています。誰に対しても、安易に個人情報を教える事はたいへん危険ですので、注意して下さい。なお、大学ではプライバシー保護の為に、外部からの個人情報の問い合わせには一切応じていません。

## 飲酒・喫煙・ギャンブル

## 20歳未満の飲酒・喫煙・ギャンブルはダメ！

成人年齢は18歳に引き下げられましたが、20歳未満の方の飲酒・喫煙・ギャンブル（競馬・競輪といった公営競技）については法律により禁止されています。他人から勧められても断る勇気を持ってください。

また、20歳未満の人に飲酒を勧める行為は犯罪です。成年・未成年を問わず、毎年、飲酒によって大学生が死亡しています。泥酔し、事件・事故に巻き込まれることも少なくありません。自分の身は自分で守るしかありませんので、成人であっても節度を守るよう強く訴えます。

なお、各キャンパスともキャンパス内は原則として飲酒禁止です。また、大学周辺の公共の場での集団飲酒は迷惑行為になりますので、絶対に行わないでください。



## マナー

## 法政大学の学生として、模範となる振る舞いを！

皆さんは入学と共に法政大学の学生として社会的に認知されるようになります。その結果、1人の行動が法政大学に属する全ての人々に影響を及ぼす事となります。学内だけでなく、学外でも、大学の近隣に住む方等多くの方から見られている事を自覚し、社会の模範となる振る舞いをお願いします。特に以下の事には十分に注意して下さい。

- ・公共でのマナー（場所を占拠しない/集団飲酒をしない/騒がない/ゴミを放置しない）
- ・通学時のマナー（歩道に広がらない／ながらスマホをしない／騒がない／席を譲る）
- ・喫煙マナー（建物内全面禁煙・指定喫煙場所のみ喫煙可能/指定喫煙場所への椅子持ち込み禁止／路上喫煙禁止）
- ・ゴミの分別（大学内の分別ルールに従って指定のゴミ箱に捨てる）
- ・食器放置禁止（食後の食器は食堂内の所定場所に返却する）

## インターネット

## インターネットは誰もが見ている！

インターネットの利用に当たっては、軽率な内容の文章や写真を掲載したために非難が集中（炎上）した等、ちょっとした不注意により思わぬトラブルを招くことがあります。インターネットは現実社会とつながっています。「他者を誹謗中傷しない」「他者のプライバシーを侵害しない」「法律やモラルに反する行為を行わない」「パソコン等のセキュリティ対策をとる」といったルールやマナーを守りましょう。特に Twitter や LINE などを利用するときは、設定を確認とともに個人情報の取り扱いに十分に注意してください。

## 薬物乱用防止

## 薬物、ダメ、ゼッタイ！



「おもしろそう」「友達もやっているから」「気分がすっきりする」といった誤った情報で薬物に手を出してしまうと、一度だけでもすぐに常習化し、気がつけば取り返しのつかない状況となってしまいます。そして何よりも法律で禁じられている重大な犯罪行為であり、刑事罰の対象になります。

違法薬物・危険ドラッグは1度の使用でも脳や神経に重大な損傷を与えます。さらに「一度だけ」のつもりであっても、すぐに常習化し、健康のみではなく生活・人生も破壊していきます。



## 学外組織による勧誘

## 執拗な勧誘には注意！

「カルト宗教」と呼ばれる組織や、「過激派」と呼ばれる政治セクトなどから執拗な勧誘を受けているという相談が寄せられています。連絡先を教えてしまったため、強圧的な勧誘を繰り返し受けることになり、さらには自宅にまで構成員が押しかけてきた、といった事例も報告されています。おかしいと感じたら学生センターに相談してください。なお、法政大学が認める「学生自治会」は存在しません。



## 盗難

## 持ち物の放置には十分注意！

教室・体育館・図書館・食堂・フリースペースなどで、盗難がしばしば発生しています。「カバンや上着、PC・タブレット等を置いたまま席を離れる」「更衣室のロッカーの鍵をかけ忘れる」といったちょっとした隙に財布や物品が盗まれるケースが多く見られます。貴重品は常に携帯し、持ち物は放置しないように注意してください。



## 旅行

## 旅行でのトラブルに注意！

国内・国外を問わず、学生だけの旅行や合宿、現地ボランティア等の機会も増えてくると思います。学生時代にしかできない貴重な体験が得られる一方で、事件事故や金銭のトラブルも少なくありません。

### 旅行先での自分の身を守るためにも、以下のことを必ず遵守してください。

- ・旅行保険に加入する。
- ・きちんと家族に説明し、家族の了解を得ておく。常に家族と連絡がとれるようにし、家族に大学の関連部局、部・サークル関係者の連絡先を伝えておく。
- ・特に海外の場合は、外務省の渡航情報に注意し、危険地帯には絶対に近づかない。また危険地帯でなくとも、一人だけでは行かない。

## 通学



### ①通学定期券

「通学定期乗車券」は、通学を目的として、学生住所の自宅最寄駅から所属キャンパスの最寄駅までの区間に限り購入できるものです。サークル活動や就職活動、アルバイト等による区間変更はできません。

鉄道を利用する場合、法政大学では、学生証が「通学証明書」を兼ねています。学生証の裏面シールに「現住所」「通学区間」を記入の上、各鉄道会社窓口で購入してください。また、多摩キャンパスでは鉄道最寄駅とキャンパス間の路線バスについて、通常料金よりも割安な法大生専用バス定期券と回数券を販売しています。なお、通学区間外の定期乗車券を購入することや、期限切れの定期券を使用することは不正行為であり、処罰の対象となります。

## ②自動車・バイク通学の禁止／自転車駐輪場の利用

各キャンパスとも、構内への自動車・バイクの乗り入れは禁止しています。また、大学周辺の路上駐車・駐輪、大学近隣の商業施設や公園等施設内の駐車・駐輪は絶対にやめてください。なお、通学用の自転車専用駐輪場は各キャンパスに設置されています（市ヶ谷・小金井は登録制）。多摩のみバイクの駐輪場もあります。詳細は学生手帳にて確認してください。

### 豊かな学生生活を送るために



#### ①サークル活動

法政大学におけるサークル団体は、一定の要件をクリアし、大学が承認する「登録団体」と、大学には特に届け出をせず任意で活動する「未登録団体」に大別されます。

「登録団体」は、専任教職員の顧問がおり、構成メンバー、活動内容などを大学に提出し、大学の資格審査を経て登録団体として承認された学生団体です。登録団体は所定のルールに基づき学生施設を利用するすることができます。登録団体の一覧は大学ホームページや学生手帳で確認することができます。

#### ②国の修学支援新制度・奨学金

法政大学では「国の修学支援新制度（授業料・入学金減免+給付型奨学金）」、「法政大学独自の奨学金」、「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金」、「民間の奨学財団・地方公共団体の奨学金」を取り扱っています。これらに関する情報は、大学HPの奨学金ページ（<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/shogaku/>）を確認してください。不明な点は学生センター（厚生課・多摩/小金井学生生活課）にお問い合わせください。



← 奨学金ページ



#### ③法政大学が紹介するアルバイト

法政大学の学生向けに紹介されているアルバイトは、全て「学生アルバイト情報ネットワーク」に登録されています。これは携帯電話やパソコンから、いつでもどこでも情報検索ができるシステムで、無料で利用できます。



バイトネット (<https://www.aines.net/hosei>)

以上

【連絡先】 市ヶ谷学生生活課 03-3264-9475・9476

厚生課 03-3264-9486

多摩学生生活課 042-783-2152・2153

小金井学生生活課 042-387-6011・6042